

## 社会福祉法人知心会役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人知心会(以下「法人」という。)の役員及び評議員の報酬及び旅費について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

### (理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 役員が会議に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び旅費を支払うことができる。

2 旅費の種類については、鉄道賃、船賃車、航空賃、宿泊費とする。

### (理事の報酬)

第4条 理事長が、理事会以外の日において、法人業務（以下「事業」という。）の執行のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び旅費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の執行のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び旅費を支払うことができる。

4 旅費の種類については、鉄道賃、船賃車、航空賃、宿泊費とする。

### (監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別

表 2 により報酬及旅費を支払うことができる。

2 旅費種類については、鉄道賃、船賃車、航空賃、宿泊費とする。

(評議員の報酬)

第 6 条 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の執行のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び旅費を支払うことができる。

4 旅費の種類については、鉄道賃、船賃車、航空賃、宿泊費とする。

(出張旅費)

第 7 条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表 3 により報酬及び旅費を支給することができる。

(適用除外)

第 8 条 事業の職員を兼務する役員及び評議員は、この規程は適用しない。

(改正)

第 8 条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成 24 年 8 月 9 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

| 名 称            | 報 酬      | 交通費 |
|----------------|----------|-----|
| 理事会出席報酬等       | 20, 000円 | ※旅費 |
| 評議員会出席報酬等      | 20, 000円 | ※旅費 |
| 監事決算報告時報酬（年1回） | 45, 000円 | ※旅費 |

別表 2（第 4 条及び第 5 条関係）

| 名 称          | 報 酬      | 交通費 |
|--------------|----------|-----|
| 理事長業務報酬等     | 20, 000円 | ※旅費 |
| 理事及び評議員業務報酬等 | 20, 000円 | ※旅費 |
| 監事監査指導報酬等    | 20, 000円 | ※旅費 |
| 評議員業務報酬等     | 20, 000円 | ※旅費 |

別表 3（第 6 条関係）

| 名称     | 報酬 1 日   | 旅費  |
|--------|----------|-----|
| 報酬及び旅費 | 15, 000円 | ※旅費 |

※ 旅費は、20 k m以内は支給しない。公共機関を使用し特別車両がある場合は、特別車両の料金を支給する。最寄り駅より目的地までの交通手段がない場合は車代（1 k m×50円）とする。

※ 宿泊費は必要に応じて支給し、1泊12, 000円とする。